

【グリーン住宅ポイント対象住宅証明書】の発行業務のご案内

グリーン社会の実現及び地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、「新たな日常」及び「防災」に対応した追加工事や様々な商品と交換できるポイントを発行する制度です。

当センターでは、一定の省エネ性能を有する住宅を証する証明書のうち、「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」発行業務を令和3年4月1日より開始します。証明書の発行には、対象となる住宅やその他の条件がありますので事前に詳細を確認してください。

《業務開始日》：令和3年4月1日から

《業務区域》：静岡県、愛知県、神奈川県及び山梨県の全域

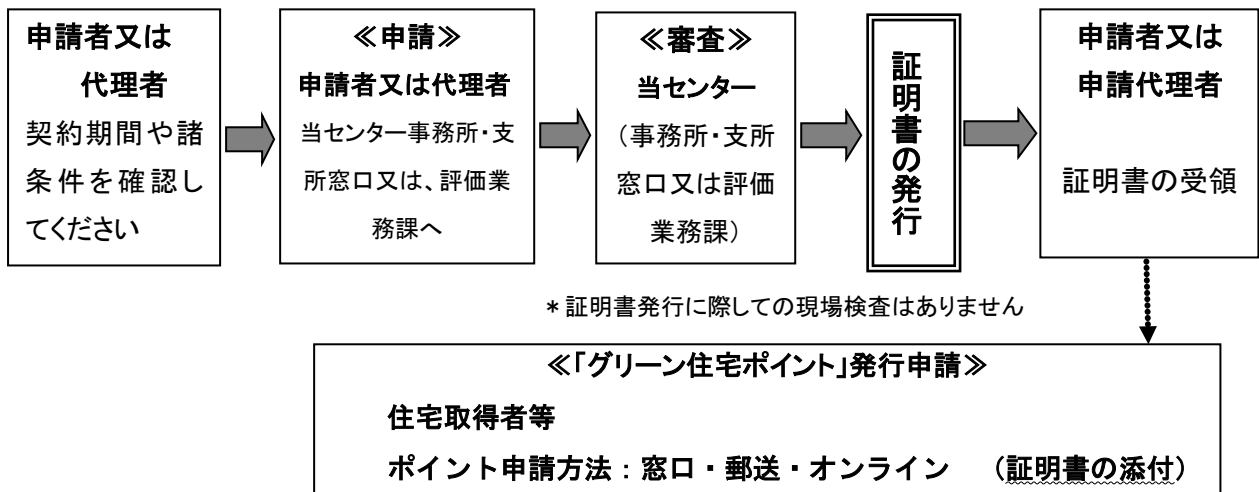
《対象住宅》：新築の一戸建ての住宅及び共同住宅等

《対象住宅の性能等》

省エネルギー性能に関して、下記の表のいずれかの基準を満たす必要があります。

発行対象等	一定の省エネ性能を有する住宅の判定基準等
(1) 注文住宅の新築	品確法に基づく日本住宅性能表示基準で定める 断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4 以上の性能を有する住宅
(2) 新築分譲住宅の購入	* 断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものは対象となります。
(3) 賃貸住宅の新築	建築物省エネ法に基づく 住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準に適合 かつ 全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅

《証明書発行までの流れと申請》



(注意) 証明書以外でポイント発行申請に必要な書類は、ポイント発行申請窓口等でご確認ください。